

【諮問第67号】

11川公審第22号
平成11年12月22日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会
会長職務代理者 安富 潔

公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成9年12月24日付け9川総職第309号をもって川崎市長から諮問のありました公文書閲覧等請求に対する拒否処分の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件不服申立人から請求のあった文書について、文書の不存在を理由として、不服申立人の閲覧等請求を拒否したのは妥当である。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

平成 9 年 10 月 20 日、本件不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、川崎市情報公開条例（昭和 59 年川崎市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、

- (1) 市職員厚生会の互助給付金及び退会一時金及び特別会員退会金の支給規定
- (2) 勤続 35 年、退会年齢 60 歳のケースで、退会后 10 年間で受給できる厚生会からの年金の総額
- (3) 市職員の負担する掛金の算定基準及び年間掛金総額（平成 6 年度～平成 8 年度間。全体収入予算の内、市の補助金割合と市職員の掛金総額の割合の判る資料）
- (4) 市から厚生会に対する補助金額が判る文書（平成 6 年度～平成 8 年度間）
- (5) 市職員厚生会の平成 6 年度～平成 8 年度会計決算報告書並びに互助給付金、退会一時金及び特別会員退会金が市職員の掛金のみで運用されていることが判る資料

の閲覧及び写しの交付請求をしたが、川崎市長（以下「実施機関」という。）は、上記請求対象文書のうち、(4)の「市から厚生会に対する補助金額が判る文書」について「補助金精算報告書」を特定し全部公開（開示日 平成 9 年 11 月 4 日）したが、(1)及至(3)及び(5)の請求対象文書は、当該文書の不存在を理由として、平成 9 年 10 月 31 日付けにて閲覧等を拒否したため、同年 12 月 18 日、不服申立人が条例第 14 条第 1 項に基づき、閲覧等を求めて不服申立てを行ったのが本件不服申立てである。（当審査会諮問第 67 号事件）

3 不服申立人の主張要旨

平成 10 年 3 月 16 日付け不服申立人の意見書及び平成 11 年 4 月 10 日の不服申立人意見陳述によれば、不服申立人の主張の概要は以下のとおりである。

- (1) 市職員厚生会に対する市からの補助金の巨額さから考えて、独立の組織である市職員厚生会に対して市がその運営に関与するべきではないという考え方は妥当ではない。
- (2) 市職員厚生会から市が提出させている「補助金精算報告書」は、予算額と精算額が同額の 1 枚の報告に過ぎず、極めて形式的なものであり、その裏付けとなる収入支出の実態が把握できるものではない。
- (3) 補助金の支出額が平成 8 年度で 11.7 億円であり、報告書 1 枚で、その支出が妥当とされるのであれば、市は適正な財産の管理を怠っていると云わざるを得ない。
- (4) 市の職員厚生課長は、市職員厚生会において、慣例的に理事を勤めていて、予算・決算や重要な事項の理事会審議には、理事の立場から参画している。従って、その理事会において理事に対し配付された予算決算等の報告書は「市として求めている報告書」であったとしても実質的には市職員厚生会理事であると同時に市職員厚生課長たる立場から取得した文書というべきであり、当該文書が職員厚生課長の手元があれば、市が保管している文書に他ならない。
- (5) 市職員厚生会に対して、巨額な補助金が支出されている現状においては、行政内部

の監査機能だけでは十分ではなく、市民に対する情報公開がされることによって、適正な管理運営が果たされるというべきであるから、このような場合には文書を取り寄せてでも情報公開すべきである。

4 実施機関の主張要旨

平成 10 年 2 月 3 日付け実施機関の処分理由説明書及び平成 10 年 12 月 26 日の実施機関からの事情聴取によれば、実施機関の主張は概要は以下のとおりである。

- (1) 市職員厚生会に対する補助金の交付は、地方公務員法第 42 条の規定に基づいて実施されているものである。
- (2) 市職員厚生会は、「会員相互の福利厚生を目的」として運営されており、合議体による執行機関（理事会）や議決機関（評議員会）、さらに監査システム（監事）も常設され、運営財源についても、会員からの会費収入を基本に据えている点から、市職員厚生会の運営については、その独自性を尊重すべきであると考えている。
- (3) 補助金支出については、市民の税金から支出されていることに鑑み、その用途には十分に注意を払わなければならないことは強く認識しており、川崎市予算及び決算規則第 34 条第 2 項の「当該援助に係る事業が完了し、又は廃止になったときは、事業を行う者に対し、直ちに精算報告書を提出させなければならない。」との規定に基づき、毎年、市職員厚生会に対し、補助金に係る精算報告書の提出を求めている。
- (4) しかし、前記(2)の考え方に基づいて、補助金に係るもの以外の部分については、市は報告を求めている。
- (5) したがって、不服申立人が請求する文書は所持・保管をしていないため、公文書として存在していない。

5 審査会の判断

- (1) 地方公務員法第 42 条は、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と規定している。

この規定は、地方公共団体においても、職員管理上の重点の一つとして、民間との均衡、財政負担等を考慮しつつ、職員に対する厚生制度の充実を図らなければならないという努力義務規定であると解釈されていて、具体的な実施については、個々の地方公共団体に委ねられている。

- (2) 川崎市においては、市職員厚生会が組織されており、これは、執行機関、議決機関、監視システムを有している市職員を構成員とする団体であり、市とは別個の団体である。

しかし、市職員厚生会に対して、前記地方公務員法第 42 条の趣旨に基づいて、川崎市から多額の補助金が支出されていることから、川崎市予算及び決算規則第 34 条第 2 項の規定に基づき毎年補助金に対する精算報告書は徴求されている。

- (3) 上記のようなところからすれば、川崎市には、精算報告書以外には、手元にないし、また、市職員厚生会に対する包括的な監督権限も認められないのであるから、精算報告書以外の文書を川崎市が市職員厚生会に対し徴求すべき根拠はなく、実施機関が本件文書をいずれも「不存在」としたことは何ら違法性は認められない。

(4) ところで、不服申立人が請求している文書を見れば、不服申立人は異議申立ての理由においては明確には述べていないが、その問題意識の所在が推測される。

すなわち、市職員厚生会の平成6年度から平成8年度の会計決算報告書及び互助給付金、退会一時金及び特別会員退会金が市職員の掛金のみで運用されていることが判る資料を不服申立人は請求しているが、これは、「退会一時金」「互助給付金」等が、脱法的支給に該当しないものであることを市民に納得させる義務があるという不服申立人の主張に基づくものである。

不服申立人は、これらを明らかにし、検証するために資料を求めたものと思われる。

(5) 川崎市としても、補助金支出が市民の税金から支出されていることに鑑み、その用途には十分に注意を払わなければならないことを認識しているのであれば、実際にそれが他の用途に使用されていないかどうかは、厳正に検証されなければならないはずである。

精算報告書は、不服申立人が指摘するように、予算額と精算額が同額になっている簡単なものに過ぎないのであり、これだけで、真実当該資金使途に使用されたものであるかどうかは、確認することができない。

したがって、他の用途に使用されていないかどうかという点を検証するためには、少なくとも、全体会計の収入がどうなっており、どのようにそれが使われたのかということが数字として明らかになっている必要がある。そうすれば、仮に精算報告書の収支だけを数字合わせをしているのであれば、全体の収支と数字の整合性がなくなっているから、精算報告書の虚偽性が明らかになる。

そこで、少なくとも、市職員厚生会の全体の決算書は、精算報告書の正確性の担保のためにも徴求して然るべきではないかという考え方もあり得ないではない。

しかし、仮に市職員厚生会の決算書があったとしても、市職員厚生会独自の収入による活動に関する部分は、川崎市情報公開条例第7条第1項第2号に該当し、公開することはできないと解され、他方、決算書の各勘定科目から市職員厚生会独自の収入による活動に関する部分と、川崎市の補助金に基づく活動に関する部分を判然区別することは現実には困難であるので、不服申立人が企図する目的に沿うような情報の公開はできないといわざるを得ず、前記のような考え方は、結局採用できないというべきである。

(6) 不服申立人は、川崎市職員厚生課長は、その職務にあることにより、慣例的に市職員厚生会の理事を勤めることとなっていることを指摘しており、この主張は、事実上の監督・監視機能があったという主張とも考えられる。

しかし、理事会において、予算・決算の議事がなされて、川崎市職員厚生課長が理事として市職員厚生会の全体の決算書を入手する機会があったとしても、これはあくまでも市職員厚生会の理事の立場においてでのものであり、実施機関が主張しているように、市職員厚生会が市とは独立した団体であって、団体としての機関も有しており、監査システムもあって、且つ、市職員厚生会に対する包括的な監督権限が川崎市にはない以上、このような主張は採用できない。

(7) 上記のようなところから考えるならば、結局、不服申立人が請求した文書については、文書の不存在を理由として、不服申立人の閲覧等請求を拒否したのは妥当である。

(8) 審査会としては、上記のような結論に達したものであるが、川崎市の市職員厚生会に対する多額の補助金支出の事実を考えるならば、その用途については、厳正に検証される必要があるし、明確にされなければならないことは言うまでもないことで、その意味で現在の「補助金精算報告書」の提出のみで事たれりとするあり方には問題なしとしない。

不服申立人の、「補助金精算報告書」は予算額と精算額が同額の簡単な報告書に過ぎず、極めて形式的なものであり、その裏付けとなる収入支出の実態が把握できるものではないとの主張には、批判として耳を傾けるべきものがある。

川崎市が補助金が市民の税金から支出されていることに鑑み、その用途には十分に注意を払わなければならないことを認識しているとするならば、川崎市として、今後現在の報告の徴求のあり方について、検討・改善されることを希望することを付言しておきたい。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委員 石井 尚武

委員 大西 千枝子

委員 小林 美智子

委員 安富 潔